

## 「小売電気事業者連絡先ビラ」投函業務に関する実施要項

この実施要項は、「小売電気事業者連絡先ビラ投函業務（以下、「本委託業務」という）」を実施するにあたり業務内容等の詳細を定めるものである。

### 第一章 「小売電気事業者連絡先ビラ」投函業務の実施

#### 1. 投函する地点

- (1) 需要者申出により設備撤去を伴わない接続供給契約が廃止となった地点。
- (2) 接続供給契約が廃止中で、電気の無断使用が確認された地点。
- (3) 投函する対象は以下の接続送電サービスメニューが廃止となる地点。
  - ① 電灯標準接続送電サービス
  - ② 電灯時間帯別接続送電サービス
  - ③ 動力標準接続送電サービス
  - ④ 動力時間帯別接続送電サービス

#### 2. 投函するタイミング

投函するタイミングは原則以下のとおりとする。

- (1) 需要者申出により設備撤去を伴わない接続供給契約が廃止となった地点。
  - ① 遠隔で指示数収集が可能な地点は接続供給契約が廃止となった日の次回検針日に投函する。
  - ② 現地で指示数収集または目視による検針が必要な地点は廃止となった日の翌々営業日までに投函する。
- (2) 接続供給契約が廃止中で、電気の無断使用が確認された地点。
  - ① 定例検針において接続供給契約が廃止中かつ電気の使用量が上昇した場合に投函する。
  - ② 前項①以降も接続供給契約の申込が確認できない場合、かつ当社が必要とする場合、翌月検針日までに投函する。

#### 3. 投函する場所

- (1) 廃止する地点の郵便受け等への投函

#### 4. 投函手順

- (1) 「小売電気事業者連絡先ビラ」を四つ折りにし、現在投函している「契約手続き案内ビラ」と合わせて専用封筒に同封し投函する。

#### 5. 投函を中止とする場合

- (1) 投函までに新たな接続供給契約の申込があった場合
- (2) 郵便受けの封鎖等で投函できない場合
- (3) 家主等の管理者より投函拒否の申し出があった場合
- (4) その他、現地で投函ができないと判断した場合

## 第二章 請求

### 1. 「小売電気事業者連絡先ビラ」投函業務の請求と支払い

- (1) 委託手数料はエリアごとに定める年額（固定）とする。
- (2) 各エリアにおいて別表1に定める計算式で委託手数料を計算し、経費等一切の費用（消費税等相当額を除く）を含むものとする。
- (3) 委託契約締結後、前項に基づき委託手数料を計算し、速やかに委託者に対し請求書を送付する。
- (4) 委託者は、請求月の末日までに委託手数料と消費税相当額（円未満切り捨て）を合算した金額を当社が指定する銀行口座に振込む。この場合の振込手数料は委託者が負担する。

以上

## 委託手数料 計算式

「小売電気事業者連絡先ビラ」 投函業務	計算方法			
	年額を均等割りした額を委託手数料（円未満切り捨て）とし、消費税等相当額（円未満切り捨て）を合算する。			
	計算例			
	契約エリア	エリア①（大阪府）	契約社数	4社
	6,420,000円（年額） ÷ 4社 = 1,605,000円			